マイナンバーカードでポイント活用

地域振興へ実証事業　総務省

ネットで名産購入　ポイント合算OK

総務省は25日、マイナンバーカードをポイントカードとして使う地域経済活性化策の実証事業を始めた。クレジットカード会社などのポイントが各自治体のポイントに変換でき、商店やネット通販での買い物に利用できる。地方の消費喚起とマイナンバーカードの普及につなげる狙いだ。

ポイント交換実証事業に参加を決めた自治体と企業

自治体	店舗で	千葉県東金市、東京都豊島区、長野県塩尻市、三重県津市、京都府亀岡市、奈良県天理市、岡山県井原市、熊本県玉名市
	ネットで	青森県中泊町、山梨県市川三郷町、岐阜県可児市、静岡県袋井市、愛知県大府市、京都府、京都府福知山市、奈良県明日香村、和歌山県橋本市、高知県田野町・中土佐町、福岡県大川市、長崎県平戸市、熊本県小国町、宮崎県川南町、鹿児島県大崎町
	店舗とネットで	茨城県笠間市、群馬県前橋市、山梨県小菅村、兵庫県南あわじ市、宮崎県都城市
企業		NTTドコモ、オリエントコーポレーション、関西電力、クレディセゾン、サイモンズ、JCB、全日本空輸、中部電力、日本航空、三井住友カード、三菱UFJニコス、UCカード

※参加を表明している231自治体のうち、25日現在で参加手続きが済んだ自治体。25日時点で未実施の自治体を含む

ポイントは精肉や果物、菓子、酒などを扱う商店や、ネット通販の各地の名産品の購入に使える

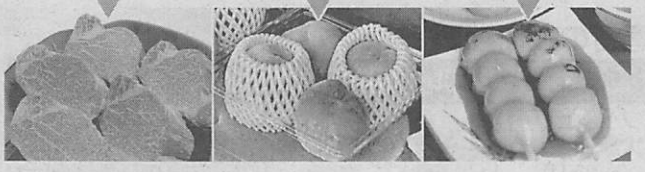

Q&A

マイナンバーカードをポイントカードとして使う方法について、Q&A形式でまとめた。

Q　どういう準備が必要なのか

A　マイナンバーカードを持っていることが前提。その上で、任意の8桁の英数字からなる「マイキーID」を作成する。25日から政府が運用を始めた「マイキープラットフォーム」(https://id.mykey.soumu.go.jp/)にインターネットでアクセスし、作成・登録準備ソフトをダウンロードする。この際、マイナンバーカードをカードリーダーという機器で読み取る。マイキーIDがあると、民間企業のポイントやマイレージを特定の自治体で使えるポイントに変換できるようになる。

Q　カードリーダーを持っていなかったり、こうした操作が苦手な人は

A　総務省は東京・霞が関の庁舎1階に、10月2日から「支援コーナー」を設置する。そこにマイナンバーカードと、カード作成時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」、変換したいポイントを管理するサイトへのログイン情報を持参すると、準備のやり方を教えてもらえる。参加する自治体の庁舎やアンテナショップ、観光案内所などでも同様の支援を検討中だ。

Q　何が購入できるのか

A　精肉や果物、菓子、酒など、変換したポイントを使える自治体の商店で売っているモノや、ネット通販でも各地の名産品を買うことができる。

Q　利用者のメリットは

A　それぞれのクレジットカードなどのサービスでは、ポイントが足りずに交換できない場合もあり、複数の種類のポイントやマイレージを合算できるのは便利だ。企業によっては、ポイント変換に関して割り増しキャンペーンも行っている。